

請負工事監督技術基準
〔機械・電気設備編〕

令和4年4月
大阪府都市整備部

請負工事監督技術基準

〔機械・電気設備編〕

（目 的）

第1条 この監督技術基準は、平成13年2月16日施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条に規定する「適正化指針」第2、4（3）に基づき大阪府都市整備部（住宅建築局除く）が発注する請負工事の統一的な監督の実施に努めることを目的とする。

（用語の定義）

（1）「監督」

契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

（2）「監督職員」

監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員、副監督員を総称していう。

（3）「監督の方法」

監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、把握、立会）を総称していう。

① 指 示

契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

② 承 諾

契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。

③ 協 議

書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

④ 通 知

発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

⑤ 受 理

受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

⑥ 確 認

契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

⑦ 把 握

監督職員が、臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

⑧ 立 会

契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

（監督の実施）

第3条 監督職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄で「契」は、建設工事請負契約書を示し、「共仕」は、機械・電気設備工事共通仕様書（機械・電気設備請負工事必携）を示す。

（附 則）

この監督技術基準は、平成15年4月1日から施行する。

この監督技術基準は、平成25年4月1日から施行する。

この監督技術基準は、令和4年4月1日から施行する。

項 目	業 務 内 容	関連図書 及び条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の把握</p> <p>(3) 契約書及び契約図書に基づく指示、承諾、協議、受理事</p> <p>(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>(5) 変更設計図面及び数量等の作成</p> <p>(6) 関連工事との調整</p> <p>(7) 工程把握及び工事促進指示</p> <p>(8) 工事変更協議の対象通知</p> <p>(9) 発注者等へ報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討並びに報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報</p>	<p>契約書、設計図書（仕様書、図面、金抜設計書、質問回答書）並びに以下の項目について把握する。</p> <p>①配置技術者の専任性及び技術者の適正な配置</p> <p>②施工体制台帳及び施工体系図の整備</p> <p>③その他契約の履行上必要な事項</p> <p>受注者から提出された施工計画書により施工計画の概要を把握する。</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議並びに受理事等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。</p> <p>①契約書第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し、検討のうえ必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。</p> <p>ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ発注者の承諾を受ける。</p> <p>なお、必要に応じて設計担当者等の立会を求めることができる。</p> <p>②前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>関連する二以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対して指示する。</p> <p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p> <p>①工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、発注者等へ報告する。</p> <p>②受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し発注者等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、発注者等へ報告する。</p> <p>①天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を発注者等へ報告する。</p> <p>②損害額の負担請求内容を審査し、発注者等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しな</p>	<p>契 第 1 条 共仕 1-1-3 契 第 10 条 共仕 1-1-10</p> <p>契 第 18 条 共仕 1-1-3</p> <p>契 第 18 条 共仕 1-1-3 契 第 2 条</p> <p>契 第 23 条 共仕 1-1-15</p> <p>契 第 20 条 共仕 1-1-13 契 第 21 条 契 第 27 条 契 第 29 条 共仕 1-1-38 契 第 28 条</p>

<p>告</p> <p>5) 部分使用の確認及び報告</p> <p>6) 前金払請求時の報告</p> <p>7) 部分払請求時の出来高確認及び報告</p> <p>8) 工事関係者に関する措置要求</p> <p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>ければならないと認められる場合は、発注者等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、発注者等へ報告する。</p> <p>前金払の請求があった場合は、発注者等へ報告する。</p> <p>部分払の請求があった場合は、発注者等へ報告する。</p> <p>現場代理人がその職務の遂行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者（監理技術者）、専門技術者、下請負人等が工事の施工又は監理につき著しく不相当と認められる場合は、発注者等へ措置請求を行う。</p> <p>①契約書第 47 条及び 47 条の 2 に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、発注者等に対して措置請求を行う。</p> <p>②受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、発注者等へ報告する。</p> <p>③契約が解除された場合は、既済部分出来高の調査及び出来高設計書の作成を行い、発注者等へ報告する。</p>	<p>契 第 33 条 共仕 1-1-22</p> <p>契 第 34 条 契 第 37 条 共仕 1-1-21 契 第 12 条</p> <p>契 第 47 条 契 第 48 条 契 第 49 条 契 第 50 条 契 第 51 条 契 第 52 条 契 第 53 条</p>
<p>2. 施工状況の確認等</p>		
<p>(1) 事前調査等</p>	<p>次の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>①工事基準点の指示</p> <p>②既設構造物の把握</p> <p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査の立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届け出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>共仕 1-1-37</p> <p>共仕 1-1-16</p> <p>共仕 1-1-35 契 第 16 条 共仕 1-1-7</p>
<p>(2) 指定材料の確認</p>	<p>設計図書において、監督職員の試験又は、確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料は、試験又は調査に立会し確認する。</p> <p>また、設計図書において見本又は品質を証明する資料の提出を規定した材料は、使用前に把握する。</p>	<p>共仕 1-1-8 契第 13 条 契第 14 条</p>
<p>(3) 工事施工の立会</p>	<p>設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種について、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p>	<p>契第 14 条</p>
<p>(4) 工事施工状況の確認（段階確認）</p>	<p>設計図書に示された施工段階において、臨場により確認を行う。</p>	<p>共仕 1-附-5</p>
<p>(5) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>①工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>②契約書第 13 条第 2 項若しくは契約書第 14 条第 1 項から第 3 項まで規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して、確認する。</p>	<p>契 第 17 条</p> <p>契 第 17 条</p>

<p>(6) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p>	<p>①設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、発注者等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>②前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は、使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を発注者等と打合わせの上、引渡し等の措置を行う。</p>	<p>契 第15条 共仕 1-1-16</p>
<p>3. 円滑な施工の確保</p> <p>(1) 地元対応</p> <p>(2) 関係機関との協議</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議、調整における必要な措置を行う。</p>	
<p>4. その他</p> <p>(1) 現場発生品の処理</p> <p>(2) 臨機の措置</p> <p>(3) 事故等に対する処置</p> <p>(4) 工事状況の確認</p> <p>(5) 工事完成検査等の立会</p> <p>(6) 検査日の通知</p>	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p> <p>災害防止、その他工事の施工上に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p> <p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所安全施工担当者に報告する。</p> <p>総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき契約局建設工事成績評定要領に基づき評価を行う。</p> <p>主任監督員、監督員は工事の完成、既済、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。</p> <p>なお、重要な工事については総括監督員も立会いを行う。</p> <p>発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知する。</p>	<p>共仕 1-1-17</p> <p>契 第26条 共仕 1-1-41 共仕 1-1-29</p> <p>共仕 1-1-20</p> <p>共仕 1-1-20</p>